

有価証券報告書の改正解説シリーズ（2）

「事業等のリスク」の拡充に対応する際の検討事項

リスクアドバイザー事業本部 公認会計士 やまうち たつお 山内 達夫

はじめに

前号「改正項目の解説 ～事業等のリスクの拡充～」(本誌2019年4月号 (vol.512)) に引き続き、今回も有価証券報告書の改正のうち、従来の開示と大きく変貌すると思われる「事業等のリスク」を念頭に、対応にあたっての検討事項について解説する。

なお「記述情報の開示に関する原則」については、前号執筆時点において確定していなかったが、平成31年3月19日に金融庁より「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」が公表されたため、この点についても今号で解説する。

1. 記述情報の開示に関する原則及び好事例集の公表

(1) 「記述情報の開示に関する原則」の位置づけ

有価証券報告書の記載事項は、企業内容等の開示に関する内閣府令（以下、「開示府令」という）においてルールとして定められているが、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組みを促す

ことを目的として、財務情報以外の開示情報である、いわゆる「記述情報」について、開示の考え方、望ましい開示の内容や取り組み方をまとめたプリンシプルベースのガイダンスとして、「記述情報の開示に関する原則」が策定・公表されたものである。なお、本原則によって、新たな開示事項を加えるものではない。^{*1}

本原則は、2つの章立てとなっており、「I 総論」として記述情報の役割や記述情報の開示に関する共通事項について、また「II 各論」として「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」「事業等のリスク」「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」について、開示の考え方や望ましい開示に向けた取り組み等が記載されており、参考としてSECのガイダンスが紹介されている。

また、記述情報の範囲については、本原則の各論として説明されている3つに限定されるものではなく、「これら以外の記述情報の記載に当たっても、この原則を踏まえた、より実効的な開示をすることが期待される」とされている（表2-1参照）。

表2-1 改正後の有価証券報告書の構成と追加・変更対象

<p>第一部 企業情報</p> <p>第1 企業の概況</p> <p>1. 主要な経営指標等の推移</p> <p>2. 沿革</p> <p>3. 事業の内容</p> <p>4. 関係会社の状況</p> <p>5. 従業員の状況</p> <p>第2 事業の状況</p> <p>1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等</p> <p>2. 事業等のリスク</p> <p>3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>4. 経営上の重要な契約等</p> <p>5. 研究開発活動</p> <p>第3 設備の状況</p> <p>1. 設備投資等の概要</p> <p>2. 主要な設備の状況</p> <p>3. 設備の新設、除却等の計画</p>	<p>第4 提出会社の状況</p> <p>1. 株式等の状況</p> <p>2. 自己株式の取得等の状況</p> <p>3. 配当政策</p> <p>4. コーポレート・ガバナンスの状況等</p> <p>(1) コーポレート・ガバナンスの概要</p> <p>(2) 役員の状況</p> <p>(3) 監査の状況</p> <p>(4) 役員の報酬等</p> <p>(5) 株式の保有状況</p> <p>第5 経理の状況</p> <p>1. 連結財務諸表等</p> <p>2. 財務諸表等</p> <p>第6 提出会社の株式事務の概要</p> <p>第7 提出会社の参考情報</p> <p>第二部 提出会社の保証会社等の情報</p>
---	--

今回の改正による主な追加・変更対象

*1 金融庁「記述情報の開示に関する原則（案）」に対する主なパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2019年3月19日）
<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20190319/03.pdf>

(2) 好事例集の活用

「記述情報の開示に関する原則」の公表とあわせ「記述情報の開示の好事例集」が公表されている。本事例集は、企業開示の好事例（ベストプラクティス）について、「記述情報の開示に関する原則」の各論の項目と対応し、開示例とともに、それぞれの好事例として着目したポイントがコメントされており、このコメントを参考に開示例の要素を取り込むことが期待されている。

このうち、「事業等のリスク」として12社の開示例が掲載されているが、開示府令の改正により記載する事項の例とされている項目や記述情報の開示に関する原則の「望ましい取組み」と、好事例集において着目したポイントのコメント、及びその開示例として紹介した企業をまとめると表2-2、2-3のようになる。改正によって開示書類として目指すところ（後述2(2)）を検討する際の参考となる。

表2-2 「事業等のリスク」に係る開示府令と好事例集のコメントの関連性

改正により記載する事項の例 (開示府令)	好事例集における主なコメント (記述情報の開示の好事例集)
リスクが顕在化する可能性の程度や時期	<ul style="list-style-type: none"> ✓ エネルギー資源や金属資源における価格変動リスクについて、価格変動が損益に与える影響を示し具体的に記載【三菱商事】
リスクが顕在化した場合に経営成績に与える影響	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業等のリスクが顕在化した場合、財務諸表のどの勘定科目に影響が生じ得るか、具体的に記載【楽天】 ✓ 事業等のリスクが顕在化した場合の影響を数値（のれん及び無形資産の連結総資産に占める割合）も用いて具体的に分かりやすく記載【日本たばこ産業】
リスクへの対応策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ リスク内容を具体的に記載するとともに、当該リスクへの対応策についても記載【ANAホールディングス】 ✓ 事業等のリスクへの対応策を分かりやすく記載【カゴメ】 ✓ 重要な海外投資案件に係る潜在的なリスクを具体的に分かりやすく記載し、当該リスクへの対応策についても分かりやすく記載【住友化学】
リスクの重要性・水準の変化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ リスクの把握及び管理方法（定量・定性の両面から把握し、対処すべきリスクの優先順位付け）について記載【東京海上ホールディングス】
経営方針・経営戦略等との関連性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営戦略に関連する潜在的なリスクを具体的に分かりやすく記載【日本たばこ産業、ソニー、三井物産、カゴメ】

表2-3 「事業等のリスク」に係る本原則と好事例集のコメントの関連性

記述情報の開示に関する原則（2019/3/19公表）

考え方



翌期以降の事業運営に影響を及ぼし得るリスクのうち、経営者の視点から重要と考えるものをその重要度に応じて説明するものである。

望ましい開示に向けた取組み

一般的なリスクの羅列ではない

01

取締役会等における、リスクの影響度や発生の蓋然性に応じた重要性の判断過程を考慮

好事例集のコメント

✓ 重要と選別された事業等のリスクについて記載【東京海上ホールディングス】

記載の順序

02

経営環境や経営戦略を踏まえ、取締役会等におけるリスクの重要性の判断を反映

リスクの区分

03

リスク管理に用いている区分に応じた記載（例：市場リスク、品質リスク、コンプライアンスリスクなど）

✓ 事業等のリスクを性質ごとに分類し分かりやすく記載【楽天、日本たばこ産業、カゴメ】

出所：金融庁「記述情報の開示に関する原則」「記述情報の開示の好事例集」 2019年3月19日

2. 「事業等のリスク」に関する改正への対応例

(1) 他の改正項目との関連性（表2-4参照）

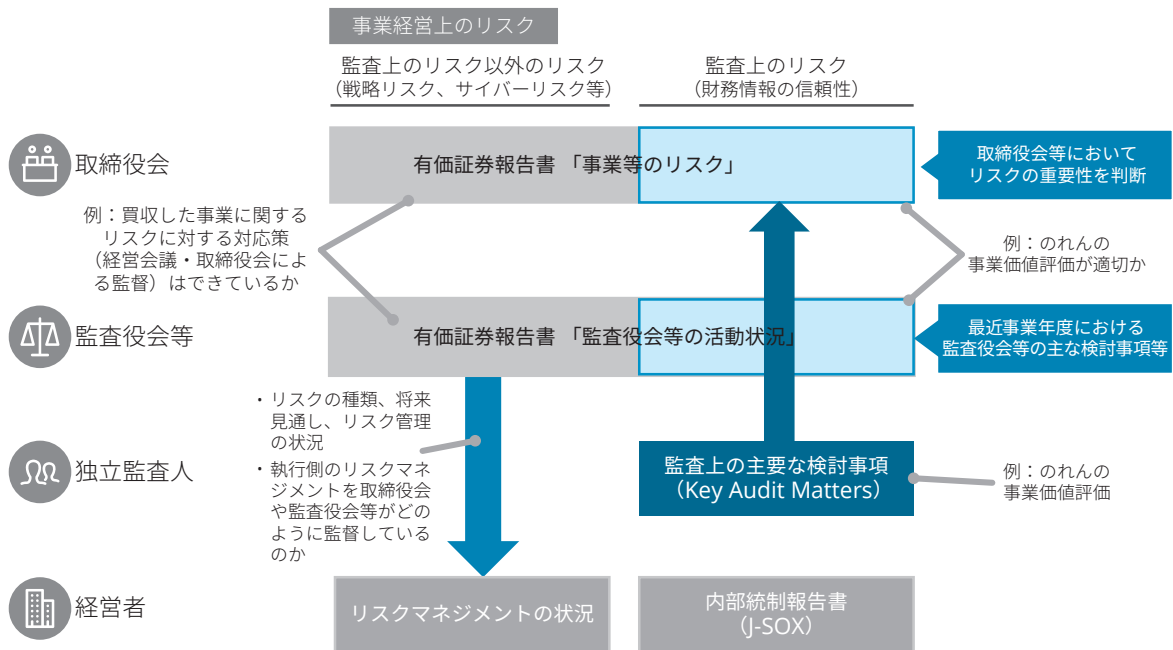
「事業等のリスク」は、翌期以降の事業運営に影響を及ぼしうるリスクのうち、経営者の視点から重要と考えるものをその重要度に応じて説明するものであり、記述情報の開示に関する原則における「望ましい開示に向けた取組み」として、取締役会や経営会議（以下、「取締役会等」という）において、リスクの重要性（マテリアリティ）の判断過程を説明することが期待されている。

ここで重要性があると判断され記載されたリスクの中には、監査役及び監査役会／監査等委員会／監査委員会（以下、「監査役会等」という）の監査において検討すべき項目があることも十分に想定され、その場合には、監査役会等が当該リスクに関する執行側の管理体制や枠組みを把握・評価する等の監査手続を実施することになる。この点、日本監査役協会の監査役監査基準においても「監査役等は、企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の監査環境にも配慮して本基準に則して行動するものとし、監査の実効性確保に努める。」ことが求められている。^{*2} 今回の有価証券報告書の改正におい

ては、2020年3月期以降、監査役会等の活動状況（開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等）を記載することが求められていることから、「事業等のリスク」で記載したリスクと、監査役会等の主な検討事項についての関連性を踏まえ、開示項目の整合性を意識することが必要と思われる。

また、独立監査人の監査において検討すべき項目があることも十分に想定される。監査基準において「監査人は、（中略）企業及び企業環境を理解し、これらに内在する事業上のリスク等が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮」することが求められており、事業等のリスクに記載されたリスクが顕在化する可能性や時期、顕在化した場合の経営成績に与える影響等に関する経営者の認識を把握し、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮することになる。そのため、事業等のリスクに記載するリスクの中には、2021年3月期から適用される独立監査人の監査報告書における「監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters）」（以下「KAM」という）として記載する事項と関連するようなリスクがあることも想定され、関連性を踏まえ、開示項目の整合性を意識することが必要と思われる。

表2-4 有価証券報告書等のリスク開示と監査役会等の活動状況、独立監査人のKAMの関連性



(2) 改正への対応にあたり、2つの目指すところ（表2-5）

今回の有価証券報告書の改正は、開示書類の改正であり、企業が実施しているリスクの把握方法や、管理する

体制・枠組みの構築・運用状況等を、リスクの種類ごとに記載することになる。よって、対応にあたり検討することの1つは、「開示書類として目指すところ」である。ビジネスモデルや経営戦略とリスクの関連性や、リスク

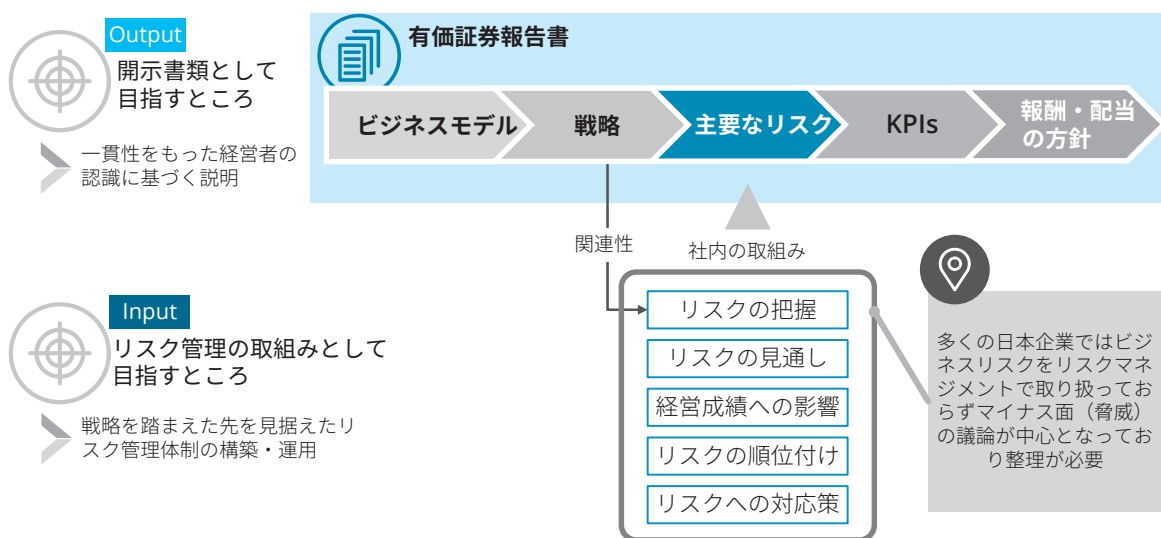
*2 日本監査役協会「監査役監査基準」第1条2項

に影響を与える要因などを意識した、一貫性をもった経営者の認識に基づく説明をすることが期待されているものと思われる。

もう1つ検討することは、開示の前提として各企業が実施している「リスク管理の取組み」として何を指すかである。従来の「事業等のリスク」の開示は、法規制やコンプライアンスに関する事業遂行にあたって発生する可能性のあるリスクや、景気などマクロ経済環境の悪化などに伴うリスクなど、マイナス面（脅威）のリスクの記載が多い反面、戦略の実現に影響を与える「不確実性」という意味でのリスクを記載している企業は少数であるものと思われる。一方で、投資家の関心は、経営方針・経営戦略の実現に影響を与える不確実な要因に対して、経営者の認識（将来の見通し）や優先順位を踏まえ

どのような対応を検討しているのか、という点にある。そのため、今回の開示府令の改正を契機に、マイナス面のリスクだけではなく、経営方針・経営戦略との関連性を踏まえ、不確実性という意味でのリスクの把握方法や管理する体制・枠組みについてもあらためて社内の取組みとして検討することも想定される。記述情報の開示に関する原則においても「望ましい開示に向けた取組み」として、「リスクを把握し、管理する体制・枠組みを構築している企業においては、当該体制・枠組みにおけるリスク管理の過程において各リスクの重要度が議論されることも多いと考えられる。」とされており、戦略を踏まえた先を見据えたリスク管理の取組みについて、改めて各企業が検討することを期待しているものと推察される。

表2-5 今回の改正により2つの目指すところ



出所：FRC「Risk and viability reporting」をトーマツにて翻訳・加工

(3) 改正の適用時期を踏まえた対応スケジュールの例

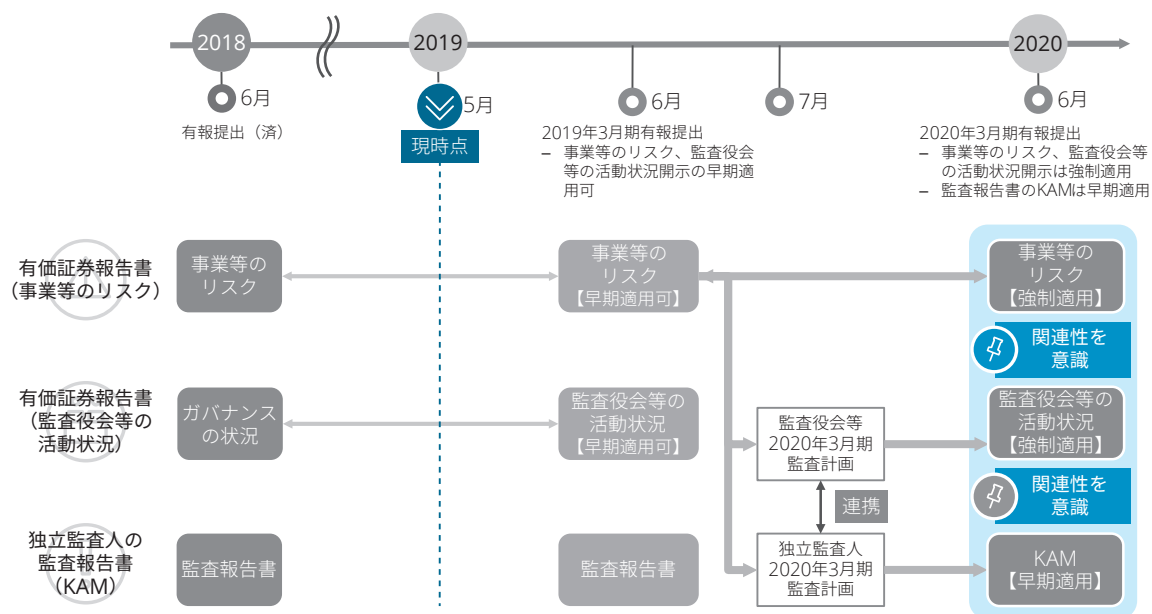
上記(1)他の改正項目との関連性や、(2)改正への対応にあたり2つの目指すところ、を検討しつつ、各改正事項の適用時期を見据えたスケジュールを検討していくことになる。

この点、「事業等のリスク」や「監査役会等の活動状況」については、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から強制適用となるため、上述(1)の関連性を意識した開示が必要になる。また、独立監査人の監査報告書にKAMの開示が予定されており、「事業等のリスク」の開示に際しては、KAMを早期適用するか否かに関わらず、関連性を意識した開示をすることが必要となる（表2-6参照）。

これらを考慮すると、3月決算企業の場合、2020年3月期の有価証券報告書の提出時期（仮に6月とする）を

念頭においたうえで、遡っていつまでにどのような対応が必要になるのか、また、(2)の2つの目指すところを検討したうえで、対応に向けたロードマップや、リードする責任部署等を検討することになる。

表2-6 改訂のスケジュール（3月決算企業の場合）



3. 次号予告

今回の有価証券報告書の改正は、開示書類（Output）に関する事項ではあるが、これを契機に、取締役会や経営者が、内外の環境変化を洞察し、事業等のリスクを適確・適時に把握し対応策を検討する、つまり戦略を踏まえた先を見据えたリスク管理体制の構築・運用を検討すること期待されているものと思われる。一方で、取締役会や経営者が、内外の環境変化を適時適切に洞察するために必要な情報として何を報告すべきか、情報を峻別しかつタイムリーに報告するためには、経営企画部等が人海戦術で実践するには一定の限界がある可能性がある。そこで、次号においては、持続的成長を確保するため戦略決定や事業・投資案件のモニタリングといった経営管理におけるデータの利活用プロセス（デジタル化時代の経営管理）について紹介する予定である。

以上